

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助単価】

人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円